

事 務 連 絡
平成28年10月13日

各所属所
共済事務担当者 様

公立学校共済組合高知支部事務局長

健康保険適用範囲の拡大に伴う被扶養者の届出について

平素は当共済組合の事業にご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、主題のことについて、健康保険法及び厚生年金保険法の一部改正により、平成28年10月1日から短時間労働者の健康保険適用範囲が拡大されているところです。

短時間労働者である被扶養者に健康保険が適用されることとなった場合は、公立学校共済組合の被扶養者の資格を喪失することとなるため、被扶養者証の返納を含めた取消手続きが必要となりますので、貴所属所に該当者がいる場合は速やかに手続きを行っていただきますようよろしくお願いします。

記

【短時間労働者の健康保険適用範囲拡大の概要】

次の①～⑤全てを満たしている短時間労働者が新たに健康保険の適用となる場合があります。被扶養者が健康保険の適用を受けるかどうかは被扶養者の勤務先でご確認ください。

- ① 労働時間が週20時間以上であること
- ② 賃金の月額が8.8万円以上(年収106万円以上)であること
- ③ 勤務期間が1年以上見込まれる者
- ④ 従業員501人以上の企業に勤務している者
- ⑤ 学生でないこと(卒業見込み、定時制(夜間)課程の高等学校等は含まれる。)

※当共済組合の被扶養者認定要件に変更はありません。

※法改正の詳細は日本年金機構ホームページから確認できます。

【取消時の提出書類】

- 被扶養者取消申告書(様式第2-9号)
- 新しい保険証のコピー
- 当共済組合が交付した全ての証(被扶養者証、限度額適用認定証等)

【問い合わせ先】

公立学校共済組合高知支部
共済班 資格担当 岡
TEL:088-821-4813